

平成 23 年度明石市一般廃棄物処理実施計画

計画の基本方針

平成 19 年 3 月に、実施計画の基本となる明石市一般廃棄物処理基本計画が改定され、基本理念『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』の実現に向けて取り組むべき施策の基本方向が示された。

本年度は、ごみについては、雑がみを含めた紙類・布類の分別収集の更なる徹底を図るとともに、事業系ごみの減量化・再資源化を推進する。また、減量化や再資源化を促進するために、教育委員会や学校と連携し、環境学習の推進を行うとともに、ごみ減量推進員・協力員や市民の活動の支援を行うなどパートナーシップの仕組みづくりに取り組む。

さらに、第 3 次最終処分場については、安定的利用と延命化を図る。

一方、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【ごみ及び資源物編】

1 ごみ及び資源物の排出計画

(1) ごみの排出計画

区 分	ご み の 種 類		収 集 (排 出) 量 (t)
家 庭 系	直	燃やせるごみ	32,500
		燃やせないごみ	1,600
		資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,900
	営	粗大ごみ	600
		小 計	36,600
	委 託	燃やせるごみ	22,500
		燃やせないごみ	1,200
		資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,300
		小 計	25,000
	一 斉 清 掃	燃やせるごみ	620
		燃やせないごみ	220
		小 計	840
	直 接 搬 入	燃やせるごみ	80
		燃やせないごみ	740
		小 計	820

		プラスチック製容器包装（モデル事業）	60
		資源ごみ（集団回収びん）	90
		計	63,410
事業系	許可	燃やせるごみ	30,590
		燃やせないごみ	760
		小計	31,350
	直接搬入	燃やせるごみ	4,400
		燃やせないごみ	800
		小計	5,200
	計	36,550	
産業廃棄物	直接搬入	燃やせるごみ	400
		燃やせないごみ	50
		計	450
合計			100,410
小動物の死体			2,600体

(2) 資源物の排出計画

紙類・布類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、古布の5品目）の年間収集（排出）量は、4,000tとする。

(3) 廃食用油の回収事業

学校給食等から生じる廃食用油の年間収集（排出）量は28t（拠点回収分の6tを含む。）とする。

2 ごみの処理主体

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

- | | |
|--|---|
| (ア) 燃やせるごみ
燃やせないごみ
資源ごみ（缶・びん・ペットボトル） | 直営及び委託とする。
委託業者は、阪神連合清掃(株)、(有)毎日清掃、(有)東播清掃とする。 |
| (イ) 紙類・布類（資源物） | 委託とする。委託業者は、(株)池田、(株)シンノウ、(有)アルミック徳原、大本紙料(株)とする。 |
| (ウ) 粗大ごみ | 直営とする。戸別有料収集とする。（家電 |

(エ) 一時多量ごみ リサイクル法対象品目等除く。) 排出者(直接搬入)又は許可業者とする。

イ 事業系ごみ 排出者(直接搬入)又は許可業者とする。
許可業者は、木村工業(株)、魚住産業(株)、(有)明和興業、(有)明宝商会、(有)明石清掃、(有)西神清掃、(有)明進清掃、田路興産(有)、(有)住野商店、三和美研(有)、金澤産業(株)、杉野興業及び(株)猪名川動物霊園(感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限る。)の13業者とする。明石クリーンセンターに直接搬入する業者は、市内に営業所を有することとする。

ウ 小動物の死体 委託とする。委託業者は三和美研(有)とする。

(2) 中間処理 ごみの焼却及び破碎選別の中間処理は、それぞれごみ焼却施設及び破碎選別施設において委託により実施する。委託業者は、住重環境エンジニアリング(株)・川崎重工業(株)とする。
プラスチック製容器包装(モデル事業)の中間処理は、受託者の中間処理施設において委託により実施する。委託業者はジャパン・エコロジー・ライン(株)とする。
小動物の死体については、委託により実施する。委託業者は(株)猪名川動物霊園とする。

(3) 最終処分 不燃物の一部、破碎選別後の残さ及び焼却灰の処分は、本市最終処分場において委託により実施する。委託業者はシバタ工業(株)とする。
なお、一部の焼却灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場(フェニックス計画)において委託により実施する。委託業者は大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

(4) 搬入検査 ごみの適正処理の観点から、中間処理、最終処分場に搬入されるごみについて展開検査をするなど、直営及び委託により、搬入検査を実施する。委託業者は(社)明石市シルバー人材センターとする。

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 分別排出の徹底 「ごみ分別カレンダー」や「ごみハンドブック」による分別排出の周知を行う。さらに、出前講座、分別スクール、施設見学等において、ごみの出し方のマナーを指導するとともに、資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)及び紙類・布類の分別排出の徹底を図る。

イ 紙類・布類の資源化 紙類・布類の分別収集量拡大のため、より一層、分別の徹底を啓発していく。特に、雑がみについて分別排出への周知を強化する。

収集予定量 4,000t

- ウ 集団回収の推進 各地域の子ども会、自治会等が実施する集団回収活動を積極的に支援する。
- (ア) 助成金交付 回収した資源物 1 kgにつき 4 円を活動団体へ助成する。
回収予定量 10,300 t
- (イ) 協力金交付 回収した古紙 1 kgにつき、2 円以内を回収業者へ交付する。
回収予定量 10,000 t
- (ウ) 活動用具交付 集団回収に必要な活動用具(消耗品等)を活動団体へ交付する。
- (エ) びん・缶回収助成 カレットびん・スチール缶の回収業者に 1 kgにつき 12 円以内の助成を行う。
回収予定量 カレットびん 100 t スチール缶 30 t
- エ リサイクル率の向上 リサイクル率(リサイクル量÷ごみ発生量)26%を目指す。
※ ごみ発生量=排出抑制量+ごみ排出量
※ ごみ排出量=排出段階の資源化量+ごみ処理量
※ リサイクル量=排出抑制量+排出段階の資源化量
- オ ごみ減量推進員制度 ごみ減量推進員及びごみ減量推進協力員と協働し、ごみの減量化・資源化の促進などについて、地域との連携を保ちつつ推進する。
- カ 広報・啓発活動 学習副読本、3Rガイドブック、事業所ごみ減量マニュアル、資料等の作成や配布、講座やイベント等の開催を行う。また、広報紙やホームページ、施設見学等を通じ、本市のごみ処理の現状について、詳細な情報提供やPRを行うことで、市民の3R行動の推進を図る。
また、「生ごみ減量化大作戦」として、市民に段ボールコンポストや生ごみ水切りの普及啓発事業を展開することにより、生ごみの減量化を推進する。
さらに学校や自治会などを通じて、子どもや市民に対して分かりやすくごみ分別マナー向上を呼びかける取り組みとして、音楽と映像による「ごみ分別マナーUPキャンペーン」を実施する。
- キ プラ製容器包装分別収集モデル事業 プラスチック製容器包装分別収集については、大蔵谷清水自治会においてモデル事業を継続するとともに、新たに新小谷自治会と明石清水第二高層自治会にてモデル事業を開始する。
- ク バイオディーゼル燃料化 一般家庭等から排出される廃食用油の回収事業を継続する。また、回収した廃食用油は有価で売却後、BDF化され、廃食用油回収車及びごみ収集車の燃料として購

入、活用することで資源循環を図り、地球温暖化対策を推進する。

ケ パソコンの再資源化 パソコンリサイクル制度を市民に周知することで再資源化を促進する。そのため、家庭で不要になったパソコンについては、市での収集及び明石クリーンセンターへの直接搬入は行わない。

コ 事業所ごみ減量化 大規模事業所（延床面積1,000㎡超の小売店舗、あるいは3,000㎡以上の事業用建築物所有者、並びに事業系一般廃棄物の多量排出事業者）に対して、一般廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量計画書の提出、記載内容の確認・助言等の指導業務を行い、減量化・適正排出の徹底を図る。

(2) 適正排出計画

ア 在宅医療廃棄物 在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される感染性廃棄物については、医療機関等と連携し、適正処理を推進する。

イ 不適正排出 爆発、火災、針刺し事故等を防ぎ、安全に処理するため、市民や事業者に対する分別の徹底を図る。

ウ 不法投棄への対応強化 パトロール等による早期発見と不法投棄の未然防止策を推進する。また、転入者に対してはごみカレンダーやごみハンドブックを配布し、適正処理について市民周知を図る。

エ ごみステーション（置場）の適正配置 宅地や共同住宅の開発にあたり、開発事業者に対し、条例による事前協議を徹底し、ごみステーション（置場）の適正配置に努める。

オ 開発協議と事業所指導 事業所などの開発における事前協議の際、ごみの資源化と適正処理を進めるため、条例により必要なごみ集積施設等の確保を指導する。

(3) 収集運搬計画

ア 収集人口 294,000人

イ 収集区域 市内全域

(ア) 直営収集区域 委託収集以外の区域

(イ) 委託収集区域

a 区域 阪神連合清掃(株)

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

b 区域 (有)毎日清掃

町	名
松が丘5丁目(一部)、大蔵谷字(狩口を除く)、大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～3丁目	

c 区域 (有)東播清掃

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽(一部)、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

d 区域

その他、市が臨時に指示する区域

(ウ) 許可収集区域

市内全域

ウ 収集方法等

収集区分	回数	収集方法
燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式
燃やせないごみ	月 2 回	ステーション方式
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	月 2～3 回	ステーション方式
要援護者ごみ戸別収集(ふれあい収集)	週 1～2 回	戸別収集
粗大ごみ	随 時 (日曜日を除く)	戸別収集
紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)	月 1 回	ステーション方式
小動物の死体	随 時 (日曜日を除く)	戸別収集
事業系ごみ	燃やせるごみ	随 時 排出者(直接搬入) 又は許可業者
	燃やせないごみ	
	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)	

(ア)収集方法(家庭系ごみ) ステーション方式(ごみ置場)による収集とする(要援護者ごみ戸別収集、粗大ごみ及び小動物の死体を除く)。なお、新たに、ステーション(ごみ置場)を設置する場合、明石市開発事業における手続及び基準等に関

する条例に基づくものとする。

(イ) 排出方法

家庭からごみを出すときは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分けて、中の見える無色またはブルー系で標準サイズ（４５リットル入り）のポリ袋に入れて、住んでいる地域によって決められた収集日当日の朝、午前８時までにステーション（ごみ置場）に出すこと。

(ウ) 要援護者ごみ戸別収集
（ふれあい収集）

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者で、「要援護者ごみ戸別収集実施要綱」に基づき申請し対象者となった者については、戸別収集とする。

(エ) 粗大ごみ

標準サイズ（４５リットル入り）のポリ袋に入らない大きさ、又は、ごみの重さが５キログラム以上のものをいう。収集には、粗大ごみ受付センターへの事前申し込みが必要。

(オ) 紙類・布類

新聞紙（折り込みチラシを含む。）、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックは、種類ごとにひもでしばって、布類は、標準サイズ（４５リットル入り）のポリ袋に入れて、地域によって決められた収集日当日の朝、午前８時までに、普段、燃やせないごみ、資源ごみを出しているステーション（ごみ置場）に分けて出すこと。

エ 粗大ごみの受付方法

粗大ごみ受付センターにおいて、電話による戸別の申し込みを受け、収集日と収集場所を調整する。

(ア) 粗大ごみ受付センター

委託により運営する。委託業者は㈱さくらケーシーエスとする。

受付日時は、年末年始を除き毎週月曜日から金曜日、午前９時から午後７時とし、１回の収集につき受け付ける点数は５点までとする。

(イ) 粗大ごみ処理券

有料化に伴う粗大ごみ処理券の取扱いについては、地球環境課、収集事業課（旧環境第２課）、各市民センター（大久保・魚住・二見）、各サービスコーナー（明舞、明石駅、西明石、江井島、高丘）ほか別に告示する粗大ごみ処理券取扱店にて行うものとする。

(4) 中間処理計画

ア 燃やせるごみ

下記の焼却施設により焼却処分する。

〔焼却施設の概要〕

施設名	明石クリーンセンター焼却施設
所在地	明石市大久保町松陰 1 1 3 1
型式	全連続燃焼式焼却炉
焼却能力	4 8 0 t / 2 4 h (1 6 0 t × 3 系列)

- イ 燃やせないごみ 粗大ごみ 下記の破碎選別施設により破碎し、可燃物、不燃物、資源化物に選別する。
〔破碎選別施設の概要〕
施設名 明石クリーンセンター破碎選別施設
所在地 明石市大久保町松陰1131
処理方法 横型2軸せん断式破碎及び衝撃せん断併用回転式破碎
処理能力 破碎系統 60 t / 5 h
資源化系統 32 t / 5 h
- ウ 資源ごみ 上記の破碎選別施設により資源化物ごとに選別し、再生処理業者に委託し資源化する。委託業者は、(缶) (有)アルミック徳原、(びん) エビスガラス㈱、(ペットボトル) 根来産業㈱、(びんカレット) トーエイ㈱とする。
- エ 小動物の死体 委託で焼却処分する。委託業者は㈱猪名川動物霊園とする。
- オ 排出してはならないごみ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号の規定に基づき、排出してはならないごみについては、下記のとおり例示する。
・引っ越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するもの
・消火器
・金庫（耐火性を有するものに限る。）
・タイヤ、バッテリー、バイク
・ホイール・バンパー・シート（自動車用に限る。）
・ピアノ
・農機具、漁具
・仏壇、仏具
・一定規模以上のダンベル（金属製のもの）・洗面台・電子ピアノ・流し台・すべり台・卓球台・ブランコ・浴槽・草刈機（エンジン付）
- カ 一般廃棄物の受入基準 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の2第3項により市長が定める受入基準等については下記のとおりとする。
・燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、埋立ごみの4つに分別をすること。
・明石市内で発生したごみであること。
・4 t車以下の車両で搬入をすること。
・搬入は、ごみ排出者本人または一般廃棄物収集運搬許可業者に限ること。
・明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項各号に掲げるものは搬入できない。
・その他、明石クリーンセンターの能力では処理が困難

と認められるもの等については必要な指示を行う。

(5) 最終処分計画

不燃物の一部及び、中間処理施設から出る残さを下記の最終処分場において埋立処分する。

なお、焼却残さの一部は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖処分場へ搬出する。

〔施設の概要〕

施設名 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
所在地 明石市大久保町松陰地内（明石クリーンセンター内）
埋立面積 59,000 m²
全体容量 420,000 m³
残存容量 393,248 m³（平成22年度当初）

(6) 中間処理・最終処分量（ごみピット内前年度分、産業廃棄物受入分を含む。）

ア 区分別処理量

処 理 区 分	処 理 量 （t）		
焼 却	96,280※		
埋 立	940		
資 源 化	び ん	1,410	3,130
	缶	570	
	ペットボトル	400	
	そ の 他	750	
合 計	100,350		

※焼却鉄420 tを包含する。

イ 埋立の内訳及び量

区 分	量（t）	容 量（m ³ ）
直 接 埋 立	890	9,940
破 砕 選 別 残 さ	50	
焼 却 残 さ	8,360	
合 計	9,300	9,940

＜し尿及び浄化槽汚泥編＞

5 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画

区 分	収集（排出）量 kℓ
し 尿	3, 200
浄 化 槽 汚 泥	4, 700
合 計	7, 900

6 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進するが、下水道の未水洗のところは、し尿収集と浄化槽により処理する。

(2) し尿・汚泥処理計画

ア し尿収集運搬計画

(ア) し尿収集予定量

3, 200kℓ

(イ) 収集区域

市内全域

(ウ) 収集運搬

一般家庭、事業所及び仮設便所のし尿収集運搬は、委託業者2社による収集運搬を行う。

委託業者別の収集区域は、a、b区域表のとおりとする。

(エ) 収集日

平日（年末年始を除く）

(オ) 収集回数等

原則として月1回の定期収集とする。

a 区域：阪神連合清掃俵

収集区域	町 名
明石川以東の区域（朝霧川以東で J R 神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。）	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町 1～2 丁目及び 3 丁目の一部、北朝霧丘 1～2 丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺 1～4 丁目、人丸町、山下町、上ノ丸 1～3 丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町 1～2 丁目、相生町 1～2 丁目、中崎 1～2 丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町 1～2 丁目、本町 1～2 丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通 1～2 丁目
明石川以西の区域（J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都) 大久保石ヶ谷線、(都) 江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。）	西新町 2～3 丁目、南王子町、硯町 1～3 丁目、田町 1～2 丁目、新明町、船上町、和坂稲荷町、宮の上、立石 1～2 丁目、貴崎 1～5 丁目、南貴崎町、林崎町 1～3 丁目、林 1～3 丁目、松江、川崎町、西明石南町 1～3 丁目、別所町、東藤江 1～2 丁目、藤が丘 1～2 丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、山手台 1 丁目の一部、高丘 4 丁目、西脇の一部、谷八木、わかば、八木、福田、福田 1～3 丁目、江井島、西島、ゆりのき通 1～3 丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※（都）は都市計画道路の略である。

b 区域：(有)平野興業

収 集 区 域	町 名
朝霧川以東で J R 神戸線以北の区域	松が丘 1～5 丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町 3 丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町 1～2 丁目
明石川以西、J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都) 大久保石ヶ谷線、(都) 江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域	西新町 1 丁目、北王子、王子 1～2 丁目、大道町 1～2 丁目、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、和坂（西明石北駅前）花園町、松の内 1～2 丁目、野々上 1～3 丁目、小久保 1～6 丁目、西明石北町 1～3 丁目、鳥羽、西明石東町、旭が丘、明南町 1～3 丁目、沢野 1～2 丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、高丘 1～3 丁目及び 5～7 丁目、山手台 1 丁目の一部及び 2～4 丁目、西脇の一部、緑が丘

※（都）は都市計画道路の略である。

イ 浄化槽汚泥収集運搬計画

- (ア) 浄化槽汚泥収集予定量 4,700kℓ
(イ) 収集区域 市内全域
(ウ) 清掃及び収集運搬

浄化槽汚泥については、浄化槽管理者と許可業者7社との個別の契約により、定期的に許可業者が清掃及び収集運搬する。

し尿混じりのビルピット汚泥及びディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥についても、浄化槽汚泥と同様に、許可業者が収集運搬する。

許可業者は、(有)関西衛生管理、菊水工業(株)、仁志起興業(株)、ハリマ清掃(有)、(株)阪神水道衛生社、阪神連合清掃(株)、(有)平野興業の7業者とする。

(3) 中間処理計画（し尿、浄化槽汚泥）

下記施設において受入後、公共下水道で処理する。

〔施設の概要〕

施設名 二見浄化センター
所在地 明石市二見町南二見3
形式 貯留沈砂後標準活性汚泥法
公称能力 50,500m³/日最大

上記施設で処理後発生する汚泥は脱水した後、二見浄化センターで焼却する。

(4) 最終処分計画

最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分する。

(5) 処 理 量

区 分	処 理 量 (kℓ)
し 尿	3,200
浄 化 槽 汚 泥	4,700
合 計	7,900